

①認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	基本サービス費合計	基本サービス費(31日分)	介護処遇改善加算(Ⅰ)※3 11.1%	特定処遇改善加算(Ⅰ)※4 3.1%	自己負担額(31日分)
要介護1	764	22	39	825	25,575	2,839	793	29,207
要介護2	800			861	26,691	2,963	827	30,481
要介護3	823			884	27,404	3,042	850	31,295
要介護4	840			901	27,931	3,100	866	31,897
要介護5	858			919	28,489	3,162	883	32,535

*介護処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費に各加算を加えた単位数に11.1%を乗じた単位数)

区分	短期利用共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	基本サービス費合計	基本サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ)※2 11.1%	特定処遇改善加算(Ⅰ)※3 3.1%	自己負担額
要介護1(20)	792	22	39	853	17,060	1,894	529	19,483
要介護2(22)	828			889	19,558	2,171	606	22,335
要介護3(30)	853			914	27,420	3,044	850	31,314
要介護4(30)	869			930	27,900	3,097	865	31,862
要介護5(30)	886			947	28,410	3,154	881	32,444

②介護予防認知症対応型共同生活介護

区分	認知症対応型共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	基本サービス費合計	基本サービス費(31日分)	介護処遇改善加算(Ⅰ)※2 11.1%	特定処遇改善加算(Ⅰ)※3 3.1%	自己負担額(31日分)
要支援2	760	22	なし	782	24,242	2,691	752	27,684

区分	短期利用共同生活介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	医療連携体制加算(Ⅰ)※2	基本サービス費合計	基本サービス費	介護処遇改善加算(Ⅰ)※2 11.1%	特定処遇改善加算(Ⅰ)※3 3.1%	自己負担額
要支援2(13)	788	22	なし	810	10,530	1,169	326	12,025

*新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せする。

- ・初期加算30単位/日(入居した日から起算して30日以内の期間である。医療機関に1か月以上入院した後退院して再入居した場合も同様とする)
- ・若年性認知症入所者受入加算120単位/日(40～65歳の認知症の方を入居受け入れした際に加算)
- ・退居時相談援助加算(入居者、家族に退居後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに情報提供した場合)400/回(退居時)
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算200単位/日(行動、心理症状により200/日(7日間))

※1 介護福祉士が70%以上配置されていると算定

※2 事業所の職員である看護師との連携により、24時間連携できる体制を確保している。事業所の職員として看護師を1名以上確保している

※3 職員の処遇改善と資質向上のため(1)～(8)の条件を満たした場合(1～8の条件は重要事項参照)

※4 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までの取得。職員環境等要件に関し複数の取組。取組の見える化。

その他の料金	1日	1日(冬期)	31日	31日(冬期)
食費	950	950	29,450	29,450
家賃	600	600	18,600	18,600
光熱費	250(4～9月)	350(10～3月)	7,750	10,850
合計			55,800	58,900

* 外泊及び入院時の居室の確保(1ヶ月)している場合:1日600円

高額介護サービス費	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,000円
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)	44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)	24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万円以下の方(2段階)	15,000円